

「登録訓練機関の行う技能発揮訓練と同等以上の内容を有するものとして 国土交通大臣が認める訓練の取扱要領」の制定等について

I. 背景

令和 7 年 12 月 1 日に施行された航空法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 55 号）による改正後の航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 71 条の 5 の規定に基づき、操縦技能証明を有する者は、航空交通管制圏に係る空港等での離着陸等にあたって、技能発揮訓練であって登録訓練機関が行うもの又はこれと同等以上の内容を有するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものの修了が求められる。このうち、同等以上の内容を有する訓練に関し、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 162 条の 19 において、本邦航空運送事業者が運航規程に基づき行うものその他国土交通大臣が定める要件に該当するものと定められているところ、当該要件の詳細、関連する事務の取扱等を定めるべく、本通達を新たに制定することとする。

また、併せて「登録訓練機関の登録等に関する取扱要領」（令和 7 年国空安政第 1938 号）について、所要の改正を行う。

II. 概要

1. 「登録訓練機関の行う技能発揮訓練と同等以上の内容を有するものとして国土交通大臣が認める訓練の取扱要領」に定める事項は以下のとおり。

（1）規則第 162 条の 19 に基づき国土交通大臣が定める要件

登録訓練機関が行う技能発揮訓練と同等以上の内容を有するもの（以下、「同等訓練」という）として国土交通大臣が定める要件を以下のとおり定める。

- ① 本邦航空運送事業者が運航規程に基づき行う訓練であること
- ② 法第 29 条第 4 項の規定に基づき航空従事者の養成施設の指定を受けた施設の課程であって、当該課程の教育の中で技能発揮訓練を実施する必要がある場合は、教育規程に技能発揮訓練の内容及び方法等について規定し、所定の様式を提出すること

等

（2）規則第 162 条の 22 に基づき国土交通大臣が定める方法

法第 71 条の 6 並びに規則第 162 条の 19 及び 22 の規定により、技能発揮訓練の修了証明書の携帯が免除される方法として国土交通大臣が定める方法を以下のとおり定める。

- ① 本邦航空運送事業者に所属する運航乗務員が、当該事業者の航空運送事業の用に供する航空機に乗り組むこと

- ② 同等訓練に該当する旨の通知を受けた指定養成施設の課程を行っている操縦士にあっては、当該課程の教育規程に基づき訓練課程を行うため、当該施設が訓練に供する航空機に乗り組むこと
等

(3) その他所要の規定の整備

2. 「登録訓練機関の登録等に関する取扱要領」について、出張訓練の取り扱い等に関する所要の改正を行う。

Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和8年6月下旬

施 行：令和8年6月下旬